「介護老人保健施設」成華苑」重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施 設 名: 介護老人保健施設 成華苑

開設年月日: 平成3年4月23日

所 在 地: 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1360-20

電話番号: 0739-45-2800 FAX番号: 0739-45-2819

管理者名: 島田 尚登

介護保険指定番号 介護老人保健施設(3052480013号)

(2) 介護保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療:

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・ 看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行い ます。

◇リハビリテーション:

原則としてリハビリテーション室 (機能訓練室) にて行いますが、施設内でのすべての 活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理:

心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス:

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

(3) 施設の職員体制

	職員数	常勤換算	日勤	夜 勤	業 務 内 容
医師	1	1	1		利用者の日常的な健康管理
看 護 職 員	12	11.2	3~5	1~2	医師の指示に基づく医療行為
介 護 職 員	29	27.6	10~12	2~3	施設サービス計画に基づく介護
支援相談員	3	3	1		利用者、家族の相談援助
リハビリ職員 (療法士)	4	4	4		リハビリテーションの実施
(管理)栄養士	2	1.8	2		利用者の栄養管理
介護支援専門員	2	2	2		施設サービス計画の立案
事 務 職 員	2	1.5	2		庶務、経理その他の事務
調理員	11	7.3	3 ∼ 5		利用者の食事の調理

(4) 入所定員等 · 定 員 97名

・療養室 個室1室、2人室14室、4人室17室

(5) 通所定員 ·定 員 90名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 居住の提供
- ③ 食事(食事は原則として食堂でおとりいただきます。)

朝食 7時30分~

昼食 12時00分~

夕食 17時00分~

- ④ 入浴(一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回以上ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。)
- ⑤ 医学的管理・看護
- ⑥ 介護(退所時の支援も行います)
- ⑦ リハビリテーション
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑪ 理美容サービス
- ② 介護保険に関する行政手続代行
- ③ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただく ものもありますので、ご相談ください。
 - *平成 24 年 4 月から当施設は介護職員処遇改善加算(I)対象の施設となりました。また、令和元年10月から介護職員等特定処遇改善加算(I)対象の施設となりました。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

協力医療機関

- ・名 称 白浜はまゆう病院
- ·住 所 和歌山県西牟婁郡白浜町1400
- ・名 称 南和歌山医療センター
- ・住 所 和歌山県田辺市たきない町27-1

協力歯科医療機関

- 名 称 あけぼの歯科
- ・住 所 和歌山県田辺市あけぼの27-1あけぼのビル108

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

◇看取り介護

当施設では「看取りに関する指針」を定めております。医師が終末期にあると判断した場合に、ご家族の同意の下、医師・看護職員・介護職員などが協力し当施設で看取り介護を行うことができます。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいた だきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用 者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実 施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- 面会は、午前9時から午後8時までとする。
- ・ 消灯時間は、午後9時とする。
- ・ 外出・外泊は、所定の用紙に記入し、管理者の承諾を受けるものとする。
- 外出・外泊時の受診については緊急を要する場合を除いては、管理者の承諾を得るものとする。
- ・ 喫煙は、決められた場所で喫煙し、管理者の指示に従うものとする。
- ・ 火気の取扱いは、十分取り扱いに注意するとともに、たき火、就寝後の喫煙、寝たば こはしてはいけない。
- 設備・備品の利用は、無断で形状を変更したり、建物、設備、庭木等を傷つけない。
- ・ 危険物の持ち込みはしない (鋭利な刃物や爆発物など)
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、管理者の承諾を得るものとする。
- ペットの持ち込みは、他の利用者への迷惑となるため禁止とする。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者及び保証人の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

- ①当施設のサービスに関する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。
 - ○苦情受付窓口(担当者)

〔支援相談員〕 武田 健史

○受付時間 毎週月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分 ②当施設では、中立公平の立場から問題解決に向けて、ご協力頂ける方々に第三者委員をお願いしております。

久保 義和	所在地	田辺市上秋津字藤谷 2310-9
(上秋津福祉会事務長)	電話番号	0739-35-1010
松本隆志	所在地	白浜町十九淵 2 7 4 - 1
(白浜町社会福祉協議会事務局長)	電話番号	0739-45-2711

③ 行政機関その他の苦情受付機関

<u> </u>		
	所在地	白浜町1600
白浜町介護相談員	電話番号	0739-43-5555 FAX番号 0739-43-5353
	受付時間	午前9:00~午後5:00(月~金曜日)
	所在地	白浜町十九淵274-1
白浜町社会福祉協議会	電話番号	0739-45-2711 FAX番号 0739-45-2777
	受付時間	午前8:30~午後5:30(月~金曜日)
点 % mr / L.HI	所在地	白浜町1600
白浜町役場	電話番号	0739-43-6593 FAX番号 0739-43-5353
民生課 介護保険係	受付時間	午前8:30~午後5:30(月~金曜日)
FD 77 - 1-40. = 1	所在地	田辺市高雄一丁目23番1号
田辺市役所	電話番号	0739-26-4931 FAX番号 0739-25-3994
やすらぎ対策課 介護保険係	受付時間	午前9:00~午後5:00(月~金曜日)
	所在地	上富田町朝来763
上富田町役場	電話番号	0739-34-2372 FAX番号 0739-47-4005
住民生活課 介護保険担当	受付時間	午前9:00~午後5:30(月~金曜日)
	所在地	すさみ町周参見4089
すさみ町役場	電話番号	0739-55-4803 FAX番号 0739-55-4810
環境保健課 介護保険係	受付時間	午前9:00~午後5:30(月~金曜日)
	所在地	和歌山市手平2-1-2 和歌山ビッグ愛7F
和歌山県運営適正化委員会	電話番号	073-435-5527 FAX番号 073-435-5584
	受付時間	午前9:00~午後5:30(月~金曜日)
	所在地	和歌山市吹上2-1-22日赤会館内
和歌山県国民健康保険団体	電話番号	073-427-4662 FAX番号 073-427-4664
連合会 介護保険課	受付時間	午前8:30~午後5:30(月~金曜日)
	1	

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご覧ください。

介護老人保健施設成華苑 サービスについて (令和2年4月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 介護老人保健施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

◇医療:

介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・ 看護職員が常勤していますので、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行いま す。

◇リハビリテーション:

原則としてリハビリテーション室(機能訓練室)にて行いますが、施設内でのすべて の活動がリハビリテーション効果を期待したものです。

◇栄養管理:

心身状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

◇生活サービス:

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

3. 利用料金

(1) 基本料金、加算、日用品費、その他実費分などについては別紙料金一覧表を参照

(2)

- ① 食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の 負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。
- ② 居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。 *上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階(第1段階から3段階まで)の利用者の自己負担額については、別途資料(利用者負担説明書)をご覧下さい。

(3) 支払い方法

- ・毎月 10 日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の 27 日までにお支払いください。お支払いいただきますと次月請求書と一緒に領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、金融機関口座自動引き落としの方法があります。ただし、現金、銀行振込をご希望の方については入所契約時にご相談下さい。

個人情報の利用目的

介護老人保健施設 成華苑では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - 入退所等の管理
 - 一会計・経理
 - -事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - -利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、 照会への回答
 - -利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - -家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - -保険事務の委託
 - -審査支払機関へのレセプトの提出
 - -審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生の実習への協力
 - 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 成華苑 入所利用同意書

介護老人保健施設 成華苑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設入所利用契約及び重要事項説明書を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和	年	月	日		
				<利用者> 住 所	
				氏 名	印
				<利用者の身元引受人> 住 所	
	呆健施設 島田 尚登	成華苑		氏 名	印

【本契約第6条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

氏 名			(続柄)
住 所	₹			
電話番号		携帯電話		